貝塚市　2017/4/1 適用版

土木工事成績評定書

工事番号 ※入力開始・必須		工事 主管課	
工事種別			

工事名称				氏　名	評定年月日
工事場所			主任監督員		
受注者名			総括監督員		
現場代理人			検査員		
主任技術者 氏　名		監理技術者氏名		工事概要	
契約日		竣工日			
工　期	自	設計額	円		
	至	請負額	円		
	変更後 工期	変更後 請負額	円		

評価項目		評価区分																		
		主任監督員評定					総括監督員評定							検査員評定						
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10														
	Ⅱ. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10														
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10								5.0		2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ. 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10	2.0		1.0		0	-7.5	-15							
	Ⅲ. 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10	3.0		1.5		0	-7.5	-15							
	Ⅳ. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0														
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0								10	7.5	5.0	2.5	0	-10	-20
	Ⅱ. 品　質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0								15	12	7.5	4.0	0	-12.5	-25
	Ⅲ. 出来栄え													5.0		2.5		0	-5	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応										0									
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			0																
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						10.0	7.5	5.0	2.5	0									
7. 加減点計		0.0　点					0.0　点)							0.0　点						
8. 評定点計		26　(65+加減点)×0.4					13　(65+加減点)×0.2							26　(65+加減点)×0.4						
9. 法令遵守等							0.0　点)													
10. 評定点合計		65　点　[8. 評定点計(　65.0　点)　+　9. 法令遵守等　0.0　点]																		
所　見																				

評価項目１

凡例	
	検査員評定1へのリンク項目
	評価必須項目
	工事により対象となる項目(契約額500万円以上が対象)
	評価対象項目には加えない

項目選択欄により評価対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制 一般			1 請負金額500万円以上の工事で、工事カルテの登録について事前に監督職員の確認を受け、契約締結後・変更契約後及び竣工後、10日以内に登録している。
		＊		2 品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法が、よく把握されている。
		＊		3 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、建退共の対象外の者も含め全ての現場従事者に関する退職金制度の加入状況に関する確認書類が、適切に整備され管理されている。
		＊		4 施工体制台帳、下請負人関係、再下請負人通知書、契約書(又は注文書・請書)、施工体系図が整備され、作業分担の範囲が明確に記載されている。
		＊		5 現場に施工体系図が掲げられ現場の体制と一致している。
		＊		6 災害防止協議会等が設置されている。
				7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
				8 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
				9 工場製作に係る機材等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。
		＊		10 建設業許可標識、労災保険関係成立表、建退共適用現場標識などの法義務に基づく標識類が、公衆の見やすい場所に掲示されている。
				11 その他(　　)
				12 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)
				13 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)

該当項目合計	0
評価対象項目	6
評　価　値	0%
評　定	c
評　点	0

評価値が90%以上 …… a 適切である。
評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
「12」の項目に該当…… d やや不適切である
「13」の項目に該当…… e 不適切である
●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	＊		1 現場代理人として、工事全体を把握している。
	＊		2 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で適時かつ的確に行っている。
	＊		3 現場代理人は、設計図書と現場との相違があった場合、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている
	＊		4 主任(監理)技術者は書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
	＊		5 主任(監理)技術者は契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
	＊		6 主任(監理)技術者は、施工に先立ち、現場及び施工上の課題となる条件を把握し、工事を進めている。
	＊		7 主任(監理)技術者は下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
	＊		8 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
			9 当該工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。(専門技術者の配置が求められる工事が対象)
			10 当該作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。(作業主任者の配置が求められる作業が対象)
	＊		11 主任(監理)技術者、専門技術者、作業主任者としての資格要件が書面で確認でき、現場の配置技術者と一致している。
			12 その他(　　)
			13 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)
			14 指定した専門技術者が配置されていない。⇒d評価(やや不適切である)
			15 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)

該当項目合計	0
評価対象項目	9
評　価　値	0%
評　定	c
評　点	0

評価値が90%以上 …… a 適切である。
評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
「13, 14」の項目に該当…… d やや不適切である
「15」の項目に該当…… e 不適切である
●「13、14」の項目で二つ該当あればe評価とする
●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

土木工事成績評定基準　　主任監督員評定１

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理			1 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
		＊		2 施工計画書を工事着手前（工事着手は工事始期日以降30日以内）に提出し、所定の項目を適切に記載している。
		＊		3 施工計画書の記載内容が設計図書、現場条件等を反映しており、現場の施工方法が一致している。
		＊		4 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管している。
		＊		5 品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び適確に行っており、書面で確認できる。
		＊		6 出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。
		＊		7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
		＊		8 使用材料の品質証明書及び写真等を整理している。
		＊		9 段階確認及びその報告の時期、内容、頻度が適切であることが確認できる。
		＊		10 協議書（打ち合わせ簿）を、不足無く整理している。
				11 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。また建設廃棄物として処分等の場合は適切な処分等を計画的に行っている。
				12 指定建設機械（低騒音型、低振動型、排出ガス対策型等）がある場合、指定どおりの建設機械及び車両を使用している。
				13 イメージアップの要因として、特記仕様書の定められた事項や独自の取り組み、又地域から評価されものがある。
				14 その他（　　）
				15 施工計画書が工事着手前に提出されていない。⇒d評価（やや不適切である）
				16 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）
				17 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価（不適切である）
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
		評価対象項目	9	評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
		評　価　値	0%	評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「15，16」の項目に該当・・・・・・・・ d やや不適切である
		評　　点	0	「17」の項目に該当・・・・・・・・・・・・・ e 不適切である
				●「15,16」の項目で二つ該当があればe評価とする
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする
	Ⅱ.工程管理	＊		1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
				2 実施工程表の作成及びフォローアップ(実施工程表の修正等)を行っており、適切に工程の管理を行っている。
		＊		3 現場条件の変化に対し、関係機関や地元との調整を積極的に行い、対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
				4 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
		＊		5 休日（夜間）作業がない。または休日（夜間）作業承諾書が提出されている。（当初から休日(夜間)作業を予定している場合は評価しない）
		＊		6 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
				7 その他（　　）
				8 （空　欄）
				9 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）
				10 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価（不適切である）
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
		評価対象項目	4	評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
		評　価　値	0%	評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「9」の項目に該当・・・・・・・・・ d やや不適切である
		評　　点	0	「10」の項目に該当・・・・・・・・・・・・・ e 不適切である
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

土木工事成績評定基準　　主任監督員評定１

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	＊		1 災害防止協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。(下請業者がない場合は不要)
				2 店社パトロールを毎月1回以上実施し、活動記録が整備されている。
		＊		3 安全教育及び安全訓練等を毎月半日以上実施し活動記録が整理されている。
		＊		4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映し、実施した記録がある。
		＊		5 過積載防止に取り組んでおり、記録が整理されている。
		＊		6 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。
				7 仮設工事(土留、足場、支保工等)の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
				8 交通保安施設等の設置及び管理が適切であり、チェックリスト等により点検を実施し、記録がある。
		＊		9 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
				10 地下埋設物、架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
		＊		11 安全管理のため、常時の危険予知活動(KY)やツールボックスミーティング(TBM)などを行っている。
				12 その他(　　)
				13 請負者の安全管理措置が不適切なため、労働災害及び公衆災害が発生した場合の評定は総括監督員が行うが、死亡事故の場合は、上記1～12の項目評定の評価にかかわらずC評価とする。
				14 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示(※)を行った。⇒d評価(やや不適切である)
				15 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示(※)に従わなかった。⇒e評価(不適切である)
				(※)労働災害及び公衆災害が発生したことによる、事後の文書による改善指示は対象としない。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
		評価対象項目	7	評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。
		評　価　値	0%	評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「13」の項目に該当…… c 災害等の文書改善指示は総括監督員の評価である
		評　　点	0	「14」の項目に該当…… d やや不適切である
				「15」の項目に該当…… e 不適切である
				●評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。
	Ⅳ.対外関係	＊		1 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録があり、トラブルの発生が無い。
		＊		2 地元との必要な調整を行い、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応し、記録がある。
				3 第三者からの苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。
				4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。
		＊		5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
				6 その他(　　)
				7 (空　欄)
				8 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価(やや不適切である)
				9 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒e評価(不適切である)
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
		評価対象項目	3	評価値が80%以上 90%未満… b ほぼ適切である。
		評　価　値	0%	評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「8」の項目に該当…… d やや不適切である
		評　　点	0	「9」の項目に該当…… e 不適切である
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価,評価対象項目数が3項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形			
右記A又はBのいずれかで評定する	A 出来形管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。			1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ⇒ a評価とする
				2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする
				3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする
				4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）
				5 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価（不適切である）
	B 出来形の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、下記の6から11の項目で評価する。			6 出来高管理が容易に把握できるよう、出来形管理表（出来形成果表）を作成していることが確認できる。
				7 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				8 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
				9 写真管理基準の管理項目を満足している。
				10 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				11 その他（　　）

該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
評　　定	c	「4」の項目に該当・・・・・・・・・ d やや不適切である
評　　点	0	「5」の項目に該当・・・・・・・・・・・・・ e 不適切である

●6以降の評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価,評価対象項目数が5項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
	Ⅱ. 品質			
右記A又はBのいずれかで評定する	A 品質管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対するばらつきを基に判定する。			1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ⇒ a評価とする
				2 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。⇒ b評価とする
				3 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。⇒ c評価とする
				4 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。⇒d評価（やや不適切である）
				5 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。⇒ e評価（不適切である）
	B 品質の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、下記の6から11の項目で評価する。			6 品質管理方法が施工計画書に明確に定められ、定められた品質管理計画により管理されている。
				7 材料の品質証明が適切である。
				8 設計図書で定められていない品質管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				9 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
				10 品質管理試験や施工品質確保状況等の写真記録が適切である。
				11 その他（理由：　　）

該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 適切である。
評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満・・・ b ほぼ適切である。
評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
評　　定	c	「4」の項目に該当・・・・・・・・・ d やや不適切である
評　　点	0	「5」の項目に該当・・・・・・・・・・・・・ e 不適切である

●6以降の評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価,評価対象項目数が5項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。

評価項目2

本工事の対象項目のみ評定し、該当すれば○、該当しなければ空白とする。

評価項目	細　目	評定	技術力キーワード一覧表
5.創意工夫	キーワード評価 該当項目の概要を下段理由欄に記載のこと 理由:		■施工関係 1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 7 照明などの視界の確保に関する工夫 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫 10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 ※本項目は2点の加点とする 16 特殊な工法や材料を用いた工事 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 18 情報共有システム、または電子納品非対象案件であるが、受発注者協議の上情報共有システムを利用または電子納品を行なった。 ※本項目は2点の加点とする 19 その他(理由
	理由:		■品質関係 20 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 23 配筋・溶接作業等に関する工夫 24 その他(理由:
	理由:		■安全衛生関係 25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 27 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 29 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 30 厳しい作業環境の改善に関する工夫 31 環境保全に関する工夫 32 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している ※本項目は2点の加点とする 33 その他(理由:
			■その他 34 その他(理由:　　) 35 その他(理由:　　) 36 その他(理由:　　)
記述評価 【○マークを付 し たキーワード項目について、評価内容 を詳細記述】			・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・1 項目1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ・加点は＋7 点～0 点の範囲とする。
	該当項目合計	0	
	評　点	0	小計(項目×1点or2点)7点以内

評価項目２

本工事の対象項目のみ評定し、該当すれば○、該当しなければ空白とする。

評価項目	細　目	評定	技術力キーワード一覧表
4.工事特性	キーワード評価 該当項目の概要を各項目下段理由欄に記載の		■構造物の特殊性への対応
			1　対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 理由：
			2　対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 理由：
			3　その他（理由：
			※上記項目に一つ以上該当は4点の加点
			■厳しい自然・地盤条件への対応
			4　特殊な地盤条件への対応が必要な工事 理由：
			5　雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 理由：
			6　急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事 理由：
			7　動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 理由：
			8　その他（理由：
			※上記項目に一つ以上該当は4点の加点
			■都市部等の作業環境、社会条件等への対応
			9　地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 理由：
			10　周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 理由：
			11　周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 理由：
			12　現道上での交通規制に大きく影響する工事 理由：
			13　緊急時に対応が特に必要な工事 理由：
			14　施工箇所が広範囲にわたる工事 理由：
			15　その他（理由：
			※上記項目に一つ以上該当は6点の加点
			■長期工事における安全確保への対応
			16　12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く
			17　その他（理由：
			※上記項目に一つ以上該当は6点の加点
記述評価 【○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】			・工事特性は、最大20点の加点評価とする ・主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない
	評　点	0	小計20点以内

評価項目１

凡例		本工事の対象項目のみ評定し、該当すれば○、該当しなければ空白とする。

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅱ.工程管理			1 緊急、応急工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 2 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 4 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 5 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 その他（　　） 8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 9 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（ただし、改善指示による場合を除く）
	該当項目合計		0	該当項目が5項目以上 …… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …… c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合・・・・ d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …… e 劣っている
	評　価		c	
	評　点		0	
2.施工状況	Ⅲ.安全対策			1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7 その他（　　） 8 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 ※労働災害や公衆災害において、負傷者の発生又は建物等の損害に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったもので、口頭注意処分以上を対象とする。 ⇒d評価（やや不適切である） 9 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 ※労働災害や公衆災害において、死亡事故に関して、請負者の安全管理の措置に不適切があったものを対象とする。⇒ e評価（不適切である）
	当該項目合計		0	該当項目が5項目以上 …… a 優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている 該当項目が2項目以下の場合 …… c 他の評価に該当しない 「8」の項目に該当する場合・・・・ d やや劣っている 「9」の項目に該当する場合 …… e 劣っている
	評　価		c	
	評　点		0	
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等			1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 6 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 7 その他 理由:
	該当項目合計		0	該当項目が6項目以上 …… a 優れている 該当項目が5項目に該当の場合 a' bより優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 b やや優れている 該当項目が1項目以上2項目以下の場合 b' cより優れている c 他の評価に該当しない
	評　価		c	
	評　点		0	

評価項目	細　目	評定	法令遵守等の該当項目一覧表	
9.法令遵守等 ①法令遵守	理由：		措　置　内　容	点数
			1　本件工事に関して入札参加停止３ヶ月以上又は入札参加除外	−10　点
			2　本件工事に関して入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	−8　点
			3　本件工事に関して入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	−6　点
			4　本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告	−4　点
			5　本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	−2　点
			6　文書注意	−4　点
			7　口頭注意	−2　点
			8　工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	−1　点
	評　　点	0		

評価項目	細　目	評定	技術提案等の履行	点数
②−1総合評価落札方式における技術提案の履行【平成23年3月31日までに公告した工事】	技術提案 （技術評価点ベース）		1　達成率90%～100%未満	−3　点
			2　達成率70%～90%未満	−5　点
			3　達成率70%未満	−10　点
②−2総合評価落札方式における技術提案の履行等【平成23年4月1日以降に公告した工事】 実績申告型方式の申告内容の履行	（1）技術提案 （提案項目の加算点ベース）		1　達成率75%～100%未満	−3　点
			2　達成率50%～75%未満	−5　点
			3　達成率50%未満	−10　点
	（2）施工計画		4　施工計画の内、主要工種の現場着工日において、準備工及び総合評価の作成要領に定める主要工種の現場着工日が、請負者の責により同要領に定める期間以上に遅延した場合	−3　点
	（3）府内企業への下請		5　府内企業への下請けについて、評価を受けた場合で、完成時に一次下請け契約額の総額に占める府内企業の契約額の合計が、総合評価または実績申告の作成要領に定める率を下回つた場合	−5　点
	（4）地域貢献度		6　機械保有の評価を受けた場合で、請負者が本工事の契約期間中に機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分していたことが発覚した場合	−5　点
	（5）若手技術者と補助者の配置		7　若手技術者と補助者の配置について、評価を受けた場合で、本工事の契約期間中に当該技術者を変更、または補助者の配置が確認できなかった場合	−5　点
	評　　点	0		
	②−1 または②−2 の該当する総合評価落札方式等により評価すること。 工事毎に評価項目が異なることに留意して評価すること。			

評価項目	細　目	評定	情報共有・電子納品の履行	点数
③情報共有・電子納品の履行	電子納品対象とされた工事について評価する		1　情報共有システムを有効に活用していない	−0.2　点
			2　電子納品チェックリストが適時、的確に作成されていない	−0.2　点
			3　電子納品成果物が、電子納品要領に従って作成されていない	−1　点
	評　　点	0.0		

検査員評定

凡例	
	主任監督員1よりのリンク項目
	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない

主任監督員と評価が違う場合は協議する

項目選択欄により評価対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	＊		1 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
		＊		2 工事の関係書類が不足なく作成されていることが確認できる。
		＊		3 契約書第18条第1項第1号～5号に関する設計図書の照査を行っていることが確認できる。
		＊		4 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
		＊		5 施工計画書が工事着手前(工事着手は工事始期日以降30日以内)に提出し、所定の項目が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
		＊		6 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。
		＊		7 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
		＊		8 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
		＊		9 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
				10 下請けに対する引取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
				11 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。また建設廃棄物として処分等の場合は適切な処分等を計画的に行っている。
				12 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
				13 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
				14 その他（　　）
				15 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。⇒d評価
				16 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。⇒ e評価
	該当項目合計		0	該当項目が90%以上 ・・・・・・ a 施工管理が優れている
	評価対象項目		10	該当項目が80%以上 90%未 b 施工管理がやや優れている
	評　価　値		0%	該当項目80%未満 ・・・・・・・・・ c 他の事項に該当しない
	評　　定		c	「15」の項目に該当・・・・・・ d 施工管理がやや不備である
	評　　点		0	「16」の項目に該当・・・・・・ e 施工管理が不備である
				●評価項目で評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形			
	測定値が少数（10点未満）の場合は、下記評価項目(6～11)での評価とし、この項目による判断はしない。 **出来形管理の測定値が10点以上ある場合は、測定値の規格値に対するばらつきを基に、下記該当項目数を加味し、1から5の項目で最終評価する。**			1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定該当項目」の4項目以上が該当する ⇒ a 評価とする
				2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定該当項目」の3項目以上が該当する ⇒ a' 評価とする
				3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定該当項目」の3項目以上が該当する ⇒ b 評価とする
				4 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定該当項目」の2項目以上が該当する ⇒ b' 評価とする
				5 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない ⇒ c 評価とする
	6から11の項目で該当する項目を評価する。			6 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図表を作成していることが確認できる。（測定値が10点未満の場合、出来形管理表が的確に作成されていれば評価する。）
				7 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				8 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
				9 写真管理基準の管理項目を満足している。
				10 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				11 その他（　　）
				12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ⇒d 評価とする
				13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ⇒e 評価とする
	該当項目合計		0	【測定値が10点未満の場合は6～11の評価対象項目で評定】
	評価対象項目		0	評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・ a'
	評　価　値			評価値が80%以上90%未満・・・・・ b
	評　　定		c	評価値が70%以上80%未満・・・・・ b'
	評　　点		0	評価値が70%未満・・・・・・・・・・・・ c
			c	評価項目だけでの評価は90%以上該当でも a'評価とする
			####	【測定値が10点未満の場合における評定の補正】
				①評価対象項目が2項目以下の場合は評価値に関わらず、c評価とする。
				②評価対象項目が3項目以下の場合は、評価値が90%以上でもb'評価とする。
				③評価対象項目が5項目以下の場合は、評価値が90%以上でもb評価とする。

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			

右記の工事から主となる工事を一つ選定しリストから■を選ぶ

—	コンクリート構造物工事	—	塗　装　工　事	—	取 壊 し 工
—	土工事（切土、盛土、築堤等工事）	—	トンネル工事	—	補強土壁工
—	護岸・根固・水制工事	—	植　栽　工　事	—	維持修繕工事
—	鋼　橋　工　事	—	造園工事・施設緑化工事	—	共同溝シールド工事
—	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井戸工事を含む）	—	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	—	下水道工事
—	舗　装　工　事	—	ほ場整備工・農地造成工	—	管水路工事
—	海　岸　工　事	—	農道・林道等の新設、改良	—	電線共同溝工事
—	港　湾　工　事	—	盛土築堤等工事・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）	—	仮設工工事
—	法　面　工　事	—	渓間工事・治山ダム工・護岸工・流路工	—	上記以外の工事又は合併工事
—	基礎工工事(地盤改良等を含む）	—	山腹基礎工・山腹緑化工	—	
—	コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）	—	道路の新設、改良	—	

3.出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質

コンクリート構造物工事

［評価対象項目］

*		1 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
*		2 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる
*		3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
*		4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
*		5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
*		6 コンクリート打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる
*		7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる
*		8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる
*		9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
*		10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる
*		11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
*		12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
*		13 有害なクラックが無い
*		14 その他（　　）
		■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
		15 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
		16 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
		17 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
		18 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
		■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
		19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
		20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	14
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「18．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	土工事（切土、盛土、築堤等工事）	＊		1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる
		＊		2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる
		＊		3 置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる
		＊		4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる
		＊		5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる
		＊		6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる
		＊		7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる
		＊		8 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる
		＊		9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる
		＊		10 法面に有害な亀裂が無い
		＊		11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる
		＊		12 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている
		＊		13 残土の処理が適切に実施されている
				14 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				15 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				16 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				17 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				18 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された ⇒d
				20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った ⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	13
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「18．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	護岸・根固・水制工事	＊		1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる
		＊		2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる
		＊		3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないように行っていることが確認できる
		＊		4 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる
		＊		5 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		6 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		7 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		8 指定材料の品質が、証明書類で確認できる
		＊		9 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる
		＊		10 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる
		＊		11 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる
		＊		12 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		13 有害なクラックが無い
				14 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				15 品質関係の試験結果のばらつきが50％以下である
				16 品質関係の試験結果のばらつきが80％以下である
				17 品質関係の試験結果のばらつきが80％を超えている
				18 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	13
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「18．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から14」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90％以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	鋼　橋　工　事			■工場製作関係
		＊		1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる
		＊		2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる
		＊		3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる
		＊		5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる
		＊		6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる
		＊		7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる
		＊		8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる
		＊		9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		＊		10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる
				11 その他（　　）
				■架設関係
		＊		12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる
		＊		13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる
		＊		14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる
		＊		15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる
		＊		16 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配が付いていることが確認できる
		＊		17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる
		＊		18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる
		＊		19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる
		＊		20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる
				21 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				22 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				23 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				24 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				25 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				26 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				27 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	19
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「25．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から21」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井戸工事を含む）			【共通】
		＊		1 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
		＊		2 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる
		＊		3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		＊		5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている
		＊		6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる
		＊		7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる
		＊		8 有害なクラックが無い
				9 その他（　　）
				【砂防構造物工事に適用】
		＊		10 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる
		＊		11 コンクリート打設前に、打ち継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる
		＊		12 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		13 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる
		＊		14 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		15 グラウトの注入にあたり、グラウトが孔内から排出されるまで連続して注入作業が行われている
		＊		16 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる
		＊		17 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる
				18 その他（　　）
				【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
		＊		19 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		20 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる
		＊		21 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる
		＊		22 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる
		＊		23 有害なクラックが無い
				24 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				25 品質関係の試験結果のばらつきが50％以下である
				26 品質関係の試験結果のばらつきが80％以下である
				27 品質関係の試験結果のばらつきが80％を超えている
				28 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				29 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				30 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	21
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「28．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から24」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90％以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	舗　装　工　事			【路床・路盤工関係】
		＊		1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる
		＊		2 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる
		＊		3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる
		＊		5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる
		＊		6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる
		＊		7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる
				8 その他（　　）
				【アスファルト舗装工関係】
		＊		9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる
		＊		10 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる
		＊		11 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる
		＊		12 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる
		＊		13 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		14 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる
		＊		15 アスカーブの施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている
		＊		16 路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている
		＊		17 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる
		＊		18 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる
				19 その他（　　）
				【コンクリート舗装関係】
		＊		20 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
		＊		21 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる
		＊		22 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる
		＊		23 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		24 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる
		＊		25 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる
		＊		26 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しなうよう保管していることが確認できる
				27 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				28 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				29 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				30 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				31 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				32 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				33 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	24
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「31．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から27」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	海　岸　工　事	＊		1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
		＊		2 運搬時間、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている
		＊		5 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる
		＊		6 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる
		＊		7 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる
		＊		8 有害なクラックが無い
				9 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				10 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				11 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				12 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				13 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	8
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「13．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から9」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	港湾工事			【共通】
		＊		1 濁り防止等環境保全に十分注意していることが確認できる
		＊		2 既設構造物等に影響を与えないよう十分検討していることが確認できる
				【浚渫・床堀】
		＊		3 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが写真等で確認できる
		＊		4 浚渫工又は床掘工については、仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている
				5 その他（　　）
				【地盤改良】
		＊		6 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる
		＊		7 サンドドレーン・砕石ドレーン・サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形式・品質に施工されていることが記録で確認できる
		＊		8 ペーパードレーンが計画深度までに破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認出来るとともに、打設を完了したペーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている
		＊		9 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる
		＊		10 前記以外の改良工法について記録等から仕様書に定められている事項が確認できる
		＊		11 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる
				12 その他（　　）
				【マット、捨石及び均し】
		＊		13 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる
		＊		14 マットが破損なく、所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等で確認できる
		＊		15 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録等で確認できる
		＊		16 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録等で確認できる
				17 その他（　　）
				【本体：杭及び矢板、控工】
		＊		18 鋼材の規格・数量がミルシート等【現物照合を含む）で確認できる
		＊		19 杭及び矢板に損傷・補修痕がなく施工されていることが写真等で確認できる
		＊		20 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる
		＊		21 溶接及び切断の品質管理に関して、仕様書に定められた事項が記録等で確認できる
				22 その他（　　）
				【本体：ケーソン据付、ブロック据付】
		＊		23 ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが、記録等で確認できる
		＊		24 ケーソン据付等及び中詰において、ケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている
		＊		25 コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが、記録等で確認できる
				26 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				27 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				28 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				29 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				30 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				31 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				32 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	21
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「30. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から26」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
				【共通】
	法　面　工　事	＊		1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
		＊		2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる
		＊		3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる
		＊		4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる
				5 その他（　　）
				【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】
		＊		6 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる
		＊		7 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる
		＊		8 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる
		＊		9 吹付け厚さが均等であることが確認できる
		＊		10 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。
		＊		11 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		12 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる
				13 その他（　　）
				【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
		＊		14 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる
		＊		15 吹付け厚さが均等であることが確認できる
		＊		16 金網が破損を生じていないことが確認できる
		＊		17 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		18 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる
		＊		19 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる
		＊		20 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		21 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる
		＊		22 水抜きパイプが適切に配置されている
		＊		23 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる
				24 その他（　　）
				【現場打法枠工関係】
		＊		25 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		26 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる
		＊		27 アンカーが確実に固定されている
		＊		28 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる
		＊		29 強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		30 枠内に空隙が無いことが確認できる
		＊		31 層間にはく離が無いことが確認できる
		＊		32 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる
				33 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				34 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				35 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				36 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				37 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				38 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				39 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	29
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「37．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から33」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
				【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等）】
	基礎工工事（地盤改良等を含む）	＊		1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる
		＊		2 既成杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる
		＊		3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる
		＊		4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる
		＊		5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる
		＊		7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる
		＊		8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる
		＊		9 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		10 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる
		＊		11 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる
		＊		12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる
				13 その他（　　）
				【地盤改良関係】
		＊		14 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		15 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる
		＊		16 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる
		＊		17 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる
				18 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				19 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				20 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				21 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				22 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	16
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「22．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から18」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）	＊		1 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
		＊		2 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる
		＊		3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		＊		5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
		＊		6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる
		＊		7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる
		＊		9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる
		＊		11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる
		＊		13 プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる
		＊		15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		16 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる
		＊		18 有害なクラックが無い
				19 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				20 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				21 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				22 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				23 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				25 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	18
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「23．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から19」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	塗　装　工　事	＊		1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる
		＊		2 ケレンを入念に実施していることが確認できる
		＊		3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる
		＊		4 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる
		＊		5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる
		＊		6 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		＊		7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる
		＊		8 溶接部、ボルトの接合部、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる
		＊		9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる
				10 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	9
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「14．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から10」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	トンネル工事	*		1 コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる
		*		2 コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる
		*		3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる
		*		4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる
		*		5 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる
		*		6 金網の継目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる
		*		7 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる
		*		8 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる
		*		9 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		*		10 覆工コンクリートは打設後に型枠に変圧を与えていないことが確認できる
		*		11 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる
		*		12 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		*		13 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる
		*		14 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		*		15 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる
				16 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				17 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				18 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				19 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				20 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	15
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「20．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から16」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	植　栽　工　事	＊		1 土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を実施し施工に反映している
		＊		2 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる
		＊		3 活着が促されるよう管理していることが確認できる
		＊		4 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる
		＊		5 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる
		＊		6 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる
		＊		7 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる
		＊		8 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる
		＊		9 銘々板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる
				10 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	9
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「14．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から10」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	造園工事・施設緑化工事			【石工事・修景施設工】
		＊		1 使用材料の品質管理を適切に行っていることが証明書等で確認できる
		＊		2 石材の規格・寸法は適切である
		＊		3 使用材料の品質管理に修景的配慮がされている
				4 その他（　　）
				【遊戯施設工】
		＊		5 遊具の品質管理が仕様書通りであることが確認できる
		＊		6 遊具等の施設の構造、形状寸法、材質、安全性が適切である
				7 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	5
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「11．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
3項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	＊		1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる
		＊		2 ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、10％程度以下であることが確認できる
		＊		3 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる
		＊		4 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる
		＊		5 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる
		＊		6 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる
		＊		7 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		8 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる
		＊		9 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる
		＊		10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		11 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		12 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる
		＊		13 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる
		＊		14 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる
		＊		15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
				16 その他（　　）
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				17 品質関係の試験結果のばらつきが50％以下である
				18 品質関係の試験結果のばらつきが80％以下である
				19 品質関係の試験結果のばらつきが80％を超えている
				20 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	15
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「20．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から16」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90％以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a'	b	b
	75％以上90％未満	a'	b	b'	b'
	60％以上75％未満	b	b'	c	c
	60％未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	ほ場整備工・農地造成工	＊		1 仕様書に定められている品質管理が実施されている
		＊		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		3 表土剥ぎ取り、基盤切盛、基盤整地、表土整地は仕様書及び設計図書に従い、施工されている
		＊		4 基盤造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は仕様書及び設計図書に従い施工されている
		＊		5 導水部の縦断勾配等について、ほ場面標高等を考慮して施工されている
		＊		6 暗渠排水工は仕様書及び設計図書に従い施工されている
		＊		7 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている
		＊		8 土壌改良材の撒布は仕様書及び設計書に従い施工されている
		＊		9 取付け部及び目地部からの漏水はない
		＊		10 ほ場基盤面及び畦畔法面等からの漏水がない
				12 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				13 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				14 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				15 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				16 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	10
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「16．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から12」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	農道・林道等の新設、改良	＊		1 仕様書に定められている品質管理が実施されている
		＊		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		3 立木等の処理物は関係法令により適切に処理されている
		＊		4 切土、盛土工が設計図書等に従い適切に施工されている
		＊		5 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている。
		＊		6 中心杭及び用地杭等の管理が適切に行われていることが確認できる
		＊		7 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている
				8 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				9 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				10 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				11 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				12 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	7
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「12．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	盛土築堤等工事・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）	＊		1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		2 施工に先立ち土質毎の試験を行い、仕様書等に示す条件を満足している
		＊		3 盛土の施工が仕様書等に基づき適切な条件で施工されている。
		＊		4 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている（月報、試験等報告書により管理状況が整理されている）
		＊		5 規格形状が設計図書等と整合し、クラックの発生がない
		＊		6 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている
		＊		7 地盤改良工（固化材等）の施工が仕様書等に従い実施されている
				8 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				9 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				10 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				11 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				12 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	7
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「12．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	渓間工事・治山ダム工・護岸工・流路工	＊		1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		2 構造物の法勾配等が図面に基づき施工されている
		＊		3 シュミットハンマー打撃試験を実施し、基準の圧縮強度が確認できる
		＊		4 コンクリートダム等の打継面処理が適切に実施されている
		＊		5 鋼製枠ダム等の詰石の規格、中詰方法が適切に実施されている
		＊		6 木製ダム・木製護岸等木材の規格寸法が図面等に適合し、構造上支障となる割れ、腐れ等の欠点がない
				7 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	6
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「11. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	山腹基礎工・山腹緑化工	＊		1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		2 法切・斜面整地等の勾配が設計図書に基づき適切に施工され斜面が安定し、崩壊の拡大を防止している
		＊		3 木製構造物の木材について規格寸法が図面等に適合し、構造上支障となる割れ、腐れ等の欠点がない
		＊		4 土留工・水路工等山腹基礎工の設置位置・高さが図面・仕様書等に基づき適切に施工され、斜面安定機能を発揮している
		＊		5 筋工・柵工・伏工等山腹緑化が図面・仕様書等に基づき適切に施工され、植生回復機能を発揮している
		＊		6 法切、構造物設置残土等が適切に処理され安定している
				7 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				8 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				10 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				11 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	6
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「11. 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から7」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	道路の新設、改良			【共通】
		＊		1 土工、コンクリート工等、仕様書に定められている品質管理が実施されている
		＊		2 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている
		＊		3 位置、縦断勾配等が設計図書等に従い適切に施工されている
				【土工】
		＊		4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる
		＊		5 敷き均し転圧を適切な条件で施工していることが確認できる
		＊		6 構造物周辺の締め固めが仕様書等で示す条件で施工されている
		＊		7 筋芝工または種子吹付け等が適切に施工されていることが確認できる
		＊		8 地盤改良工（固化材等）の施工が仕様書等に従い実施されている
				9 その他（
				【コンクリート工】
		＊		10 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		＊		11 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
		＊		12 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		13 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		14 有害なクラックが無い
				【その他】
		＊		16 補強土壁工において、盛土の締固めが適切な条件で施工されていることが確認できる
		＊		17 基礎杭の打ち止め管理方法又は場所打杭の施工管理方法が整備されかつ記録が確認できる
				18 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				19 品質関係の試験結果のばらつきが50％以下である
				20 品質関係の試験結果のばらつきが80％以下である
				21 品質関係の試験結果のばらつきが80％を超えている
				22 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	15
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「22．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から18」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90％以上であっても、a',bまたはb' とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	取壊し工			1 分割、再資源化を適切に実施している
				2 施工計画書に定められた計画により管理されている
				3 廃棄物の処理が適切である
				4 請負者の管理記録が整備されている
				5 不可視部分の写真記録が適正である
				6 その他（
				7 その他（
				8 その他（
				9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評　　定	c
評　　点	0

該当項目が6項目以上 …… a　優れている
該当項目が5項目以上 …… a'　bより優れている
該当項目が4項目以上 …… b　やや優れている
該当項目が3項目以上 …… b'　cより優れている
該当項目が2項目以下 …… c　他の評価に該当しない

●「9」の項目に該当すればd、「10」の項目に該当すればeとする

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	補強土壁工			1 盛土材料の土質が適正である
				2 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている
				3 プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料より的確に確認できる
				4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている
				5 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる
				6 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	0
評　価　値	
評　　定	c
評　　点	0

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「10．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
4項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
				[維持工事（清掃工・除草工・付属物工・除雪・応急処理等）]
	維持修繕工事			1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適確に行っていることが確認できる
				2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる
				3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる
				4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる
				[修繕工事（橋脚補強・耐震補強・落橋防止等）]
				5 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適確に行っていることが確認できる
				6 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる
				7 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる
				8 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる
				9 理由：（
				10 理由：（
				11 理由：（
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評　　定	c
評　　点	0

該当項目が6項目以上 …… a　優れている
該当項目が5項目以上 …… a'　bより優れている
該当項目が4項目以上 …… b　やや優れている
該当項目が3項目以上 …… b'　cより優れている
該当項目が2項目以下 …… c　他の評価に該当しない

●「12」の項目に該当すればd、「13」の項目に該当すればeとする

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	共同溝シールド工事	＊		1 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる
		＊		2 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切になされている
		＊		3 シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている
		＊		4 セグメントの品質が、工場管理資料により的確に確認できる
		＊		5 不可視部分の写真記録が適正である
				6 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	5
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「10．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
4項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	下水道工事			【共通】
		＊		1 マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる
		＊		2 管渠の規格・品質がミルシート等で確認できる
		＊		3 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる
		＊		4 コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる
		＊		5 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる
		＊		6 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
				【開削工】
		＊		7 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない
		＊		8 混合物の温度管理が、プラント出荷時・原画到着時・舗設時等で整理・記録されている
		＊		9 管渠の接合状況が良好であることが確認できる
				【推進工】
		＊		10 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる
		＊		11 常に切羽及び地表面の状態を測定して施工されていることが確認できる
		＊		12 推進作業等がデータで確認できる
		＊		13 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる
				【シールド工】
		＊		14 セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる
		＊		15 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている
		＊		16 二次コンクリート打設時に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる
		＊		17 常に切羽及び地表面の状態を観察して施工されていることが確認できる
		＊		18 シールド推進作業等がデータで確認できる
		＊		19 裏込め注入状況がデータで確認できる
		＊		20 地盤改良工の施工加管理状況がデータで確認できる
				21 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				22 品質関係の試験結果のばらつきが50％以下である
				23 品質関係の試験結果のばらつきが80％以下である
				24 品質関係の試験結果のばらつきが80％を超えている
				25 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				26 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				27 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	20
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「25．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から21」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90％以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	管水路工事			【共通】
		＊		1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている
		＊		2 材料の品質規定証明書が整備されている
		＊		3 中心線の通りがよい
		＊		4 仕様書で示す条件により締固めが実施されている
		＊		5 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる
		＊		6 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる
		＊		7 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる
		＊		8 コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる
				9 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				10 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				11 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				12 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				13 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	8
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「13．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から9」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	電線共同溝工事			【共通】
		＊		1 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる
		＊		2 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる
		＊		3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されていることが確認できる
		＊		4 施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる
		＊		5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる
		＊		6 埋め戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる
		＊		8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる
		＊		9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる
				10 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				11 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				12 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				13 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				14 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	9
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「14．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から10」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	仮設工工事			【共通】
		＊		1 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない
		＊		2 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている
		＊		3 周辺環境（騒音・振動・地盤変動等）に配慮した施工方法で実施している
		＊		4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で実施されていることが確認できる
		＊		5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している
				6 その他（
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	5
評　価　値	0%
評　　定	####
評　　点	#####

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「10．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から6」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
4項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質			［評価対象項目］
	上記以外の工事又は合併工事			1 理由：(
				2 理由：(
				3 理由：(
				4 理由：(
				5 理由：(
				6 理由：(
				7 理由：(
				8 理由：(
				■品質関係の試験結果のばらつき（下記4項目から必ず選択すること）
				7 品質関係の試験結果のばらつきが50%以下である
				8 品質関係の試験結果のばらつきが80%以下である
				9 品質関係の試験結果のばらつきが80%を超えている
				10 品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である
				■品質関係に関する減点項目（該当があれば選択する）
				11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された⇒d
				12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った　⇒e

該当項目合計	0
評価対象項目	0
評　価　値	
評　　定	c
評　　点	0

試験結果の測定値等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価することとし、「10．品質関係の試験結果のばらつきで判断不可能である」を選択する

評価対象項目「1から8」のうち、評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
5項目以下の場合は、評価値が90%以上であっても、a',bまたはb'とする

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

検査員評定

凡例		工事の対象項目のみ評定し、該当すれば○、該当しなければ空白とする

3.出来形及び出来ばえ

右記の工事から主となる工事を一つ選定しリストから■を選ぶ

Ⅲ．出来ばえ

—	コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	—	植　栽　工　事	—	取 壊 し 工
—	土工事（盛土・築堤工事）・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）	—	公園・施設緑化等施設造成工・植栽基礎工	—	補強土壁工
—	切　土　工　事	—	公園工事（法面工・擁壁工）	—	維持修繕工事
—	護岸・根固・水制工事	—	公園工事（石工事・修景施設工）	—	共同溝シールド工事
—	鋼　橋　工　事	—	公園工事（園路広場工）	—	下水道工事
—	地すべり防止工事	—	公園工事（遊戯施設工）	—	管水路工事
—	舗　装　工　事	—	防護柵（網）・看板・サイン工事	—	電線共同溝工事
—	港湾・港湾築造	—	ほ場整備工・農地造成工	—	仮設工工事
—	港湾・港湾浚渫（地盤改良含む）	—	農道、林道等の新設、改良	—	上記以外の工事又は合併工事
—	港湾・ブロック製作	—	渓間工事・治山ダム工・護岸工・流路工		
—	法　面　工　事	—	山腹基礎工・山腹緑化工		
—	基礎工工事（地盤改良等を含む）	—	標　識　工　事		
—	コンクリート橋工事	—	区画線工事		
—	塗装工事（工場塗装を除く）	—	道路の新設、改良		

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事		1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 漏水がない。 6 全体的な美観が良い。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 土工事（盛土・築堤工事）・ため池工事等（ジオテキスタイル工含む）		1 盛土勾配が確保され、仕上げが良い。 2 構造物の通りが良い。 3 天端及び端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 漏水がない。 6 全体的な美観が良い。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「7」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 切土工事		1 規定された勾配が確保されている。
			2 切土法面の施工にあたって、法面の浮石が除去されているなど、適切に施工されている
			3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている
			4 施工面の木根等が確実に施工されている。
			5 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている
			6 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている
			7 全体的な美観が良い。
			8 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目6以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「8」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 護岸・根固・水制工事		1 通りがよい。
			2 材料のかみ合わせが良く、クラックが無い。
			3 既設構造物とのすりつけが良い。
			4 天端及び端部の仕上げがよい。
			5 全体的な美観が良い。
			6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目4・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目3 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目2・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 鋼橋工事		1 表面に補修箇所がない。
			2 部材表面に傷、錆がない。
			3 溶接に均一性がある。
			4 塗装に均一性がある、
			5 全体的な美観が美しい。
			6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 地すべり防止工事		1 地山との取り合いが良い。
			2 天端、端部の仕上げが良い。
			3 施工管理記録等から不可視部部分の出来ばえの良さがうかがえる。
			4 全体的な美観が美しい。
			5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目3以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。

土木工事成績評定基準

検査員評定２

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 舗装工事		1 舗装の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけが良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が美しい。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目２ 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 港湾・港湾築造		1 構造物の通りが良い。 2 施工管理記録等から不可視部部分の出来ばえの良さが確認できる。 3 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 4 全体的な美観が良い。 5 きめ細やかな施工状況が見受けられる。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 港湾・港湾浚渫（地盤改良含む）		1 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 2 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。 3 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 4 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。 5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目３以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目２ ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目１・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「5」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 港湾・ブロック製作		1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端、端部の仕上げが良い。 4 クラックが無い。 5 全体的な美観が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。

土木工事成績評定基準

検査員評定２

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 法面工事		1 通りがよい。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が美しい。 5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目3以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 基礎工工事（地盤改良等を含む）		1 土工関係の仕上げが良い。 2 通りがよい。 3 端部、天端の仕上げが良い。 4 施工管理記録等から不可視部部分の出来ばえの良さが伺える。 5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目3以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ コンクリート橋工事		1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 支承部の仕上げが良い。 5 クラックがない。 6 全体的な美観が美しい。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 塗装工事（工場塗装を除く）		1 塗装の均一性が良い。 2 細部まできめ細やかな施工がされている。 3 補修箇所がない。 4 ケレンの施工状況が良好である。 5 全体的な美観が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 植栽工事		1 樹木の活着状況が良い。 2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3 支柱の取付けが堅固である。 4 全体的な美観が良い。 5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目3以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。

土木工事成績評定基準

検査員評定２

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 公園・施設緑化等施設造成工・植栽基礎工		1 表土保全の仕上がり状態が適正である。 2 敷地のラウンディングの仕上がり状態が適正である。 3 土壌改良の表面仕上がり状態が適正である。 4 表土盛土の表面仕上がり状態が適正である。 5 築山の納まり等仕上がり状態が適正である。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目4以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目3 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目2・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 公園工事(法面工・擁壁工)		1 法面の通り、端部処理等の仕上がり状態が適正である。 2 芝付・吹付け等の仕上がり状態が適正である。 3 擁壁の通り、レンガ・タイル等の表面の仕上がりが適正である。 4 石張り工の仕上がり状態が適正である。 5 石積み工の仕上がり状態が適正である。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目4以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目3 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目2・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 公園工事(石工事・修景施設工)		1 使用材料の品質管理を適切に行っていることが証明書等で確認できる。 2 石材の規格・寸法は適切である。 3 使用材料の品質管理に修景的配慮がされている。 4 石組・景石工の仕上がり状態が適正である。 5 修景施設の仕上がり状態が適正である。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目4以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目3 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目2・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 公園工事（園路広場工）		1 舗装の仕上がり状態が適正である。 2 表面排水勾配及び仕上げ高さが適切である。 3 目地の施工が適切である。 4 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目3・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2 ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目 なし・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「4」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 公園工事（遊戯施設工）		1 遊具設置の仕上がりが適正である。
			2 遊具の品質規格が仕様書通りであることが確認できる。
			3 遊具等の施設の構造、形状寸法、材質、安全性は適切である。
			4 コンクリート基礎やその他の部材の面取りに十分配慮がなされている。
			5 ボルトなどの危険な突起物がない。
			6 木材については、ササクレやワレに対する配慮がなされている。
			7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目２ 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 防護柵（網）・看板・サイン工事		1 通りがよい。位置、高さが適切である。
			2 端部処理が良い。
			3 部材表面に傷及び錆がない。
			4 既設構造物等とのすりつけが良い。
			5 きめ細やかな施工がなされている。
			6 全体的な美観が美しい。（仕上がり状態が良い。）
			7 看板・サイン等の記載内容が適切である。
			8 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目６以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目２ 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「8」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ ほ場整備工・農地造成工		1 土工の仕上げが良い。
			2 土工の天端及び端部の仕上げが良い。
			3 切土、盛土法面の通りが良い。
			4 土工の構造物とのすりつけが良い。
			5 用排水施設が適切に施工されている。
			6 ほ場均平度が良い。
			7 雨水等排水処理が良い。
			8 構造物にクラック、破損がない。
			9 全体的な美観が良い。
			10 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目８以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目７ ・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目５・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目４以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「10」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 農道、林道等の新設、改良		1 土工の天端及び端部の仕上げが良い。
			2 切土、盛土法面の通りが良い。
			3 土工の構造物とのすりつけが良い。
			4 中心線及び縦・横断等の勾配が適切である。
			5 構造物にクラック、破損がない。
			6 雨水等排水処理が良い。
			7 全体的な美観が良い。
			8 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目６以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目２ 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「8」の項目に該当すればdとする。

土木工事成績評定基準

検査員評定２

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 渓間工事・治山ダム工・護岸工・流路工		1 掘削残土等が適切に処理され、降雨等による流出の恐れがない。 2 間石、構造物の埋戻し表面の仕上げが良い。 3 間詰工等端部と地山とのなじみが良く施工されている。 4 埋戻し土砂が流水による洗掘の恐れがないように施工されている。 5 ダム工と間詰・護岸工の取付けが良い。 6 伐採木等が適切に処理されている。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 山腹基礎工・山腹緑化工		1 山腹斜面全体の仕上げ状況が良い。 2 構造物端部の地山取付処理が良い。 3 水路工等が適切に設置され雨水処理機能が確保されている。 4 筋工・柵工等が適切に施工され雨水の分散が図られている。 5 土留工、筋工等構造物基礎部の施工が適切で安定している。 6 のり切、斜面整地工の施工が良好で伏工が斜面に密着している。 7 伐採木等が適切に処理されている。 8 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目6以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「8」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 標識工事		1 設置位置に配慮がある。 2 標識の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3 標識板の支柱に変色がない。 4 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 5 全体的な美観が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当1 項目以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 区画線工事		1 塗料の塗布が均一である。 2 視認性が良い。 3 接着状態が良い。 4 施工前の清掃が入念に実施されている。 5 全体的な美観が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当1 項目以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 道路の新設・改良		1 土工の天端及び端部の仕上げが良い。
			2 切土、盛土法面の通りが良い。
			3 中心線及び縦・横断等の勾配が適切である。
			4 コンクリート構造物の表面状態が良い。
			5 構造物にクラック、破損がない。
			6 雨水等排水処理が良い。
			7 全体的な美観が良い。
			8 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目6以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「8」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 取壊し工		1 きめ細やかな施工がなされている。
			2 既存部分や関連設備との調整がなされている。
			3 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
			4 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。
			5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当 項目3以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目2・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目1 ・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・・・・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 補強土壁工		1 壁面材(コンクリート製品）の割れ・カケ・傷がない。
			2 基礎上面の平坦性が良い。
			3 天端及び端部の仕上げ等が良い。
			4 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。
			5 全体的な美観が良い。
			6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当 項目4以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目3・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目2 ・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目1・・・・・・・・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 維持修繕工事		1 小構造物等にも注意が払われている。
			2 きめ細やかな施工がなされている。
			3 既設構造物とのすりつけが良い。
			4 全体的な美観が良い。
			5 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当3 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当2 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当1 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目なし・・・・・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「5」の項目に該当すればdとする。

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 共同溝シールド工事		1 RCセグメントの割れ・カケがない。 2 継ぎ手面の防水が確実になされている。 3 セグメント間の目違い、段差が少ない。 4 ボルトの締め付け状況が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 下水道工事		1 通りがよい。 2 漏水がない。 3 クラックがない。 4 マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 5 マンホールのインバートの仕上げが良い。 6 残土等は適切に処理されている。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 管水路工事		1 管の通りがよい。 2 管内面塗装に補修痕等がない。 3 小構造物にも細心の注意が払われている。 4 管からの漏水がない。 5 クラックがない。 6 全体的な美観が良い。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当項目5以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当項目4・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当項目3・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目2 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「7」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ 電線共同溝工事		1 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 2 プレキャストコンクリートフロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 3 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4 管路等の材料に割れ、カケ、傷がなく、管路間の目違いや段差が少ない。 5 管路連結ボルトの締め付け、継手面のパッキンの設置状況がよい。 6 全体的な仕上がり・外観・おさまり具合が良好である。 7 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当5項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　定	d	該当4項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　点	−5	該当3項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない 該当項目2以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 ●「7」の項目に該当すればdとする。

土木工事成績評定基準

検査員評定２

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 仮設工工事		1 鋼矢板・親杭の通りが良い。
			2 覆工板にがたつきがない。
			3 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。
			4 床付け面の仕上げがよい。
			5 全体的な美観が良い。
			6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当項目1 以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 上記以外の工事又は合併工事		1 理由：(
			2 理由：(
			3 理由：(
			4 理由：(
			5 理由：(
			6 該当項目がない。
	該当項目合計	0	該当4 項目以上・・・・・　a　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　定	d	該当3 項目・・・・・・・・・　b　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評　　点	−5	該当2 項目・・・・・・・・・　c　他の事項に該当しない
			該当1 項目以下・・・・・　d　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
			●「6」の項目に該当すればdとする。